

## 二元朝に於ける站の沿革

### 一起原(太祖時代)

站赤が驛傳の譯語にして、站が驛の意を有するに至りし次第は上述の如し。されば蒙古に行はれし驛傳其のものも、もとより支那の制度の模倣に過ぎざること勿論なり。支那に此の制度の存するや其の由來する所久し、『周禮』司徒教官之職遺人の章に記する所によれば「凡國野之道十里有廬、廬有飲食、三十里有宿、宿有路室、路室有委、五十里有市、市有候館、候館有積、云云」と、之即ち驛傳の制の書に見ゆる始めなりとす。以後累代各々制する所ありて、以て國家の必要に應じたり、獨り漢人の朝にのみならず、前述の如く拓跋魏の如きもの既に此の制を具へその他遼金の如きも亦た之に意を用ひたるを知る、されどかかる制度も未だ完全なる設備によりて遺憾なく其の要を充たす迄には發達せざりしが如く、従つて書史の記する所も極めて漠然たるものにして、その真相を捕捉し難し、西紀十二世紀末に當り、漠北蒙古の地に成吉思汗崛起するや、その英才は夙くも文明的施設をその國內に導かざる可らざるを觀破したるが如く、波斯史家アライ、エツヂン (Alai eddin) 及び、ラシッド、エツヂン (Rashid ed-din) の記する所によれば、「成吉思汗は支那の制に倣ひ、公務の爲に往來する使者の旅行を容易ならしむる爲に、公道に驛舎を設け、驛馬・使人の食料、運輸の車輛等は、皆其の地に住むものの負擔に任じ、而して此等の馬匹・驛舎を用ふるには、一定の條例に據らしめたり、道路は嚴重なる監視を付して之を守り、從來横行せし盜賊の難は